

ユニオン ショック

2023年7月 312号
よこはまシティユニオン

横浜市鶴見区豊岡町 20-9-505 TEL&FAX 045-575-1948
E-mail yuniyoko@d2.dion.ne.jp
ホームページ http://yuniyoko.sakura.ne.jp
組合費納入 横浜銀行 鶴見西口支店 普 1309777
郵便振替 00230-4-30435 よこはまシティユニオン

ユニコーコミュニティ(株) ユニオンへの損賠請求裁判 高裁で結審 7/10

判決
10月4日(水)
13時30分

社内改革やハラスメントを訴えたAさん個人に対する裁判提訴や不誠実団交などについて、ユニオンが県労委に救済を申し立てたことに対して、会社は、損害賠償請求裁判を起こしました。地裁では、会社が裁判官忌避の申立をしたものの判決はユニオンの勝訴。会社は控訴しましたが、第1回(7/10)の東京高裁で結審し、10月4日(水)13時30分に判決を言い渡すと指定されました。

裁判官が和解の可能性について尋ねると、会社の代理人は、ユニオンが「スラップ訴訟は許さない」として3/3に行った記者会見に対する損害賠償請求裁判を今日提訴すると発言。争いを広げようとしています(7/25和解協議 11時~オンラインで)。

Wさんは働き続けられたはずですが、この現実を共に変えていきましょ。

保育教諭の佐口さんと鎌倉さんの解雇裁判は、7月4日に第2回口頭弁論が開かれました。被告である法人理事長が意見陳述をしました。2人に対する誹謗中傷に、傍聴席から思わず抗議の声が出ました。

一方で法人は、2人の解雇理由の根拠を全く示していません。昨年の労働審判の時から指摘されてきたことです。次回の口頭弁論(期日は8月10日、書面の締め切りは8月7日)までに提出することを裁判所から求められました。

法人はユニオンとの団体交渉に応じているのですが、理事長は、裁判所での書面と同じように、

要領を得ない回答と説明に終始しています。ユニオンは、2人の職場復帰はもちろんのこと、名誉回復なども含む早期解決を、他の理事にも強く求めていく方針です。引き続き皆さまのご支援をお願いします。

7/4 法人は解雇理由の根拠を未だ示せず

今回もたくさんの傍聴ご支援ありがとうございました！

宮の台幼稚園 解雇裁判【第2回口頭弁論】

セクハラに負けず闘った トラック運転手Wさん、 解決!

上司や管理職から露骨なセクハラを受けていたトラック配送運転手のWさん(女性)。
職場でセクハラ加害者と会わないよう配慮してほしいと会社に何度も要求しましたが、改善されませんでした。改善されませんでしたが、それでも早く出勤を待つよう言われ、出勤できない状態が続いて収入が途絶え、困り果ててユニオンに相談

に來られました。ユニオンはすぐに団交を要求し、初回団交後、Wさんの生活基盤の確保が最優先と判断し、弁護士間交渉に移行。会社は、使用者責任を認め、加害者2人の慰謝料を含めたお金を支払うことで合意し、早期に解決しました。仕事は大好きだったWさん。もしセクハラさえなければ、会社が職場改善に取り組んでいれば、Wさんは働き続けられたはずですが、この現実を共に変えていきましょ。



7/11 汚染水を海に流すな!
今月の「脱原発ピラまき」には10名参加。じつりと蒸し暑い関内駅前前で看板を掲げ、ピラをまき、1時間アピールを行いました。次回は8/11(祝)10時~横浜駅西口(相鉄線改札前)で行います。とにかくにも炎天下です。無理のない範囲でのご参加をお願いします。